

4STトライアングルツアー

2009-2010シリーズ特別規則書

公示

株式会社モビリティランド、株式会社フェスティカ、株式会社リンサンは本特別規則書および各コース競技規則、2009K-TAI特別規則書に従って、4ストローク汎用エンジン搭載のカートを使用し、『ツインリンクもてぎ』『フェスティカサーキット』『井頭モーターパーク』を転戦するスポーツカートシリーズ【スプリント・耐久】を開催いたします。

第1章 総則

第1条 シリーズイベント名称⇒4STトライアングルツアー

栃木3コースを転戦しポイントを獲得する4サイクルスポーツカートイベントで、目標はモチベーションのK-TAI助成金参加！目指そうシリーズチャンピオン！楽しもうスポーツカート！
気の合う仲間とチームを作り、気軽にレーサー気分でツアーを追ってみませんか？

第2条 主催者

●株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

●株式会社フェスティカ

〒328-0066 栃木県栃木市柏倉町 1275-1

TEL 0282-25-1500 FAX 0282-25-1512

●株式会社リンサン

栃木県真岡市下籠谷 468-2

TEL 0285-80-5440 FAX 0285-80-5441

第3条 4STトライアングルツアーイベント運営事務局

●井頭モーターパーク内 4STトライアングルツアー運営事務局

栃木県真岡市下籠谷 468-2

TEL 0285-80-5440 FAX 0285-80-5441

第4条 開催日程および場所

第1戦	9月27日	ツインリンクもてぎ	北コース (ミニ耐久)
第2戦	10月18日	井頭モーターパーク	レーシングコース (スプリント)
第3戦	11月1日	ツインリンクもてぎ	北コース (ミニ耐久)
第4戦	12月6日	フェスティカサーキット	(耐久)
第5戦	1月24日	井頭モーターパーク	レーシングコース (耐久)
第6戦	3月7日	フェスティカサーキット	(耐久)
第7戦	4月11日	井頭モーターパーク	レーシングコース (耐久)
第8戦	5月16日	フェスティカサーキット	(耐久)

- 2)参加申込は、現金書留郵便とし締切日までに必着のこと
- 3)フェスティカ参加申込は、締切日までにコース精算か書留、振込のいずれか

第9条 参加料および保険料金規定

参加料（消費税含む）は次の通りとします。

ツインリンクもてぎ

- 1) 参加料： 10,000円／チーム2名まで
- 2) ピットクルー登録料： 1,000円／人
- 3) MS共済会（非課税）
ドライバーおよびピットクルーがTRMC-S、SMSC非会員の場合に必要。
●ドライバー……………3,000円
●ピットクルー1名につき……………500円

井頭モーターパーク

- 1) 参加料 スプリントレース： 10,000円／名
耐久レース： 25,000円／チーム5名まで
- 2) ピットクルー登録料： 1,000円／人(保険料含む)
- 3) 保険料： ドライバー 1,000円／人

フェスティカサーキット

- 1) 参加料： 25,000円／チーム5名まで
- 2) ピットクルー登録料： 1,000円／人(保険料含む)
- 3) 保険料： ドライバー 1,000円／人

第10条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して主催者より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されない。

第11条 車両検査

K-TAI 2009年発行の特別規則書に準拠しているカートであること。

※シリーズ入賞のK-TAI参加サポートチームは、K-TAI 2010年特別規則書に従いK-TAIに参加するものとする。

第3章 競技に関する規則

第12条 公式車検

- 1) 参加車両規定に基づき、車両検査が行われる。この際規則に合致しない部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても、承認を意味するものではなくイベント中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受け、ペナルティの対象となる場合がある。
- 2) 公式車検は公式通知で発表されたタイムスケジュールに従って、パドック内

の車両検査場にて行われる。

- 3) 公式車検の際、登録されたピットクルーが立合うこと。
- 4) 定められた時間内に車検場において必ず車両検査を受け、下記のものについての検査に合格しなければならない。
 - (1) 出場車両
 - (2) ヘルメット※JIS,JAF,SNELL など公認規格を取得しているもの
 - (3) レーシングスーツ※JAF,FMK/CIK,CIK/FIA の公認実績があるもの
 - (4) グローブ
 - (5) シューズ
 - (6) リブプロテクター

第13条 自動計測器

- 1) 主催者が自動計測装置(トランスポンダー)を用意している場合、参加者は出走時にこの装置を車両に取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
- 2) 自動計測装置(トランスポンダー)の配布は、選手受付時に行い、返却についてはレース終了後1時間以内とする。

第14条 公式練習／タイムトライアル

- 1) 耐久
 - (1) 公式練習を兼ねたタイムトライアルを20分間行う。
 - (2) 時間内であれば自由にピットインすることができ、車両確認、ドライバー交替をすることができる。
 - (3) この結果により決勝レースのグリッドを決定し、公式練習／タイムトライアル走行に参加しない場合、決勝レースは最後尾からのスタートとなる。
- 2) スプリント

公式練習とタイムトライアルを分けて行う。

 - (1) 公式練習
 - (2) 参加するすべてのドライバーは公式練習に参加しなければならない。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。

走行時間は公式通知にて案内される。
 - (2) タイムトライアル

参加する全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、次ヒート最後尾スタートとなる。

タイムトライアルは以下の方法で行う。

 - ① 5分間のタイムアタック時間を設け、その時間内でのベストラップを採用する。ただし、ベストラップが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。
 - ② タイムアタックの際、参加台数が多い場合グループ分けを行う場合があ

る。グループに関わらず、タイム順にグリッドを決定する。
グループ分けはゼッケン順に前半、後半とし、各グループの最小ゼッケン者の抽選により、グループの出走順を決定する。
天候の急変により、一方のグループのトップタイムが他方のグループのトップタイムの102%を超えた場合は、AグループをIN側、BグループをOUT側とする。

- ③ 一度出走した後に停止した場合は、再度タイムトライアルを行うことはできない。
- ④ その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。

第15条 レースの方法

1) スプリントレース

レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。出場台数により、予選ヒート終了後にセカンドチャンスヒートを行う場合がある。

2) 耐久レース

決勝ヒートのみとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。

第16条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。
- 2) 出場台数が開催コースの最大グリッドを超えた場合は、予選ヒートを2グループに分けてヒートレースを行い、Aグループをタイムトライアルの奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、決勝進出基準は予選各グループの上位者により最大グリッド数から2グリッド差し引いたグリッド数の決勝進出者を決定する。
- 3) その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。
- 4) 予選ヒートおよびセカンドチャンスヒートの周回数は次のとおりとする。
 - 予選ヒート : 12周
 - セカンドチャンスヒート : 10周

第17条 決勝ヒート

1) 耐久レース

- もてぎ : 30分のショート耐久
- 井頭モーターパーク : 2時間耐久
- フェスティカサーキット : 2時間耐久
- ※ レース中は最低4回のピットインを義務付ける。
- ※ 1人の最低乗車時間は累計で15分とし、トラブルでピットインした場合の作業時間は乗車していたドライバーの時間として加算される。
- ※ コース状況により決勝時間が変更になる場合がある。

2) スプリント

- (1) 予選ヒート、セカンドチャンスヒートを通過したドライバーのみで行う。

- (2) グリッドは予選ヒートの結果順による2列のカートからなる。グループ分けを行った場合は、AグループをIN側、BグループをOUT側としセカンドチャンスヒート選出者は、1次選出の後方に着順でグリッドを決定する。
- (3) 周回数：15周

第18条 スタート

- 1) スタンディングスタートとし、スタート合図については公式通知により通知する。
- 2) 合図によりピットロードよりコースインし、1周のフォーメーションラップを行いコース上のグリッドにつく。
- 3) スターティンググリッドについた後、トラブルのためスタートできないドライバーは、両手を頭上に高く上げ後方のドライバーに知らせなければならない。また、スタート出来ない車両はオフィシャルやピットクルーによってピットエリアに一旦移動され再スタートを試みることが出来る。レースがスタートされたあとでもレースに参加できる。(スプリントの場合は不可)
- 4) フォーメーションラップやスターティンググリッドにカートを準備できなかったドライバーは、コース上の全車がスタートした後、ピットからピットクルーの援助によりピットスタートする事ができる。ただし、コースインの方法や復帰位置についてはオフィシャルの指示に従うものとする。耐久の場合は、レース時間内に再スタートできるが、スプリントの場合、先頭集団が最初のコントロールラインを通過するまでに復帰しなくてはならない。
- 5) 不正スタート(ジャンプスタート)があった場合は、競技長はスタート進行を中断するか、もしくはそのヒートをスタートした後に、不正スタートしたドライバーに対してペナルティを課す事ができる。

第19条 給油

- 1) スプリントレース
レース中の給油は禁止とする。
- 2) 耐久レース
 - (1) スタート時の燃料搭載量は2リットル以下とし、主催者指定の場所で安全に給油を行なうこと。この場合、2リットルの給油を行なう前に、燃料タンクの中が空になっていることをオフィシャルが確認してからになる。
 - (2) 耐久レース中の1回の給油量は自由とします。ただし、主催者指定の方法、場所で給油すること。給油の際は近くに消火器を必ず準備して行なうことが義務付けられ、火気を使用したチームは失格となる。
 - (3) 1度給油ストップすると5分間は再スタートすることはできない。給油エリア近くに公式の時計が準備され、この時間に従ってオフィシャルの指示があるまで再スタートはできない。
 - (4) もてぎ大会はスタート時に30分間走行できる燃料を搭載することとしレース中の給油は禁止とする。

第20条 レース終了

1) スプリントレース

決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。

2) 耐久レース

スタートから2時間（もてぎは30分）経過後着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。

3) 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められない。

第21条 レースの中断

1) 事故、安全性の問題またはその他いかなる理由によっても、競技を中断する必要があるとみなされた場合、競技長はレースを中断する場合がある。

レースが60%終了している場合、レースは成立したものとみなされ、中断時点の順序が決勝の結果として決定される。

2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。

3) 衝突やトラブルによってピットエリアで作業中の車両は、再スタートに間に合えばグリッド上に復帰できるが、戻れない車両については、ピットスタートとなりスタートした集団の最後尾からコースに復帰出来るものとする。

4) グリッドでの燃料の補給は禁止する。

第22条 フルコースコーション

耐久レースの場合、事故発生や停車車両の回収、その他危険な状態が確認されたときに救済措置が必要と判断されると、競技長の決定によりセーフティーカーが介入する場合があります。競技長の指示のもと、セーフティーカーが介入中にコース上で停止した車両の回収を行うことができる。車両回収の方法は公式通知にて通知される。

1) 競技長がフルコースコーションを決定した場合、メインポストから黄旗とSCボードが提示されるとともに各ポストでは黄旗が提示され、セーフティーカーの介入が告知される。セーフティーカーは順位に関係なくその周に走行しているに車両の前にコースインする。セーフティーカーが隊列を抑える位置を決めるまで隊列は徐行しながら周回することになる。

2) 全ての車両はセーフティーカーを先頭に一列にローリングしなければならない。この時追い越しは禁止となる。万が一トラブルなどで隊列についていけなくなった車両は、後続車両に合図を送りラインを外して走行すること。セーフティーカーは救済処理が終了するまで走行を続ける。

3) フルコースコーションの間にピットインすることは許可されるが、ピットアウトはオフィシャルの指示に従い、隊列の最後尾に付くものとする。

- 4) セーフティーカーがピットロードに入りメインポストから緑旗が振動表示されフルコースコーションは解除となる。この際、緑旗が出ているスタートラインを通過するまでは、一列隊列が続き追い越しは禁止とする。
- 5) フルコースコーション中の走行ラップも周回数としてカウントされる。

第23条 完走

- 1) チェッカーフラッグに関係なく、規定周回の1/2以上を完了していること。
- 2) 耐久レースの場合は最多周回数チームの周回数の50%以上完了していること。

第24条 順位の設定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
 - (1)完走者（チェッカーを受けたドライバー）
 - (2)完走者（チェッカーを受けていないドライバー）
 - (3)未完走者
- 2) 同周回数の場合はその周回を先に完了した（フィニッシュライン通過）ドライバーを優先する。
- 3) 失格の場合は、順位・ポイントは取消され下位のチームが繰り上がる。

第25条 車両保管および再車検

- 1) 決勝レース終了後車両保管および再車検を行う。
- 2) 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われる。保管中はオフィシャルの指示があるまでは保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 車両保管解除後、車両を参加者は速やかに引き上げなければならない。

第4章 抗議に関する事項

第26条 抗議

参加者はオフィシャルの判定および運営に対する抗議を一切行うことができない。

第5章 成績および賞典に関する事項

第27条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。
- 2) 賞典はチームに対して進呈される。
- 3) 賞典は決勝ヒートにおいて完走したチームドライバーに対して進呈される。
- 4) 内容は以下の通りとする。
 - (1) 参加チームドライバーに対し、各戦のたびに下記賞典を進呈する。
 - 1位 トロフィー、副賞【内容は主催コースによって決定】
 - 2位 トロフィー、副賞【内容は主催コースによって決定】
 - 3位 トロフィー、副賞【内容は主催コースによって決定】

4位 トロフィー

5位 トロフィー

6位 トロフィー

5) 賞典は決勝出場台数が少ない場合、次のように制限される。

3台～5台： 2位 6台～10台： 3位

11台～13台： 4位 14台～16台： 5位

17台～20台： 6位

6) シリーズ賞典

チームが獲得した8戦中6戦分のシリーズ有効ポイントを合算し、シリーズ賞典を進呈する。内容については以下の通りとする。

K・T A I 2010年大会へのエントリーフィー【75,000円相当】

1位 トロフィー、副賞として参加助成金サポート100%

2位 トロフィー、副賞として参加助成金サポート 60%

3位 トロフィー、副賞として参加助成金サポート 40%

4位 トロフィー

5位 トロフィー

6位 トロフィー

シリーズポイント

順位	ポイント	順位	ポイント
第1位	20P	第6位	6P
第2位	15P	第7位	4P
第3位	12P	第8位	3P
第4位	10P	第9位	2P
第5位	8P	第10位	1P

第6章 広告に関する事項

第28条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認めない。
- 2) 主催者は次のものに対し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。
 - (1)公序良俗に反するもの。
 - (2)政治、宗教に関連したもの。

第7章 参加車両規定・燃料規定

第29条 車両規定

- 1) 排気量270cc以下の4ストローク汎用エンジン（指定エンジン：下記参照）
（4ストスポーツカートクラスはセルスターター付を義務付けとします）
＝4ストスポーツカートクラス指定エンジンは下記の通りです＝

- ・ HONDA製：GX120、GX160、GX200、GX270
- ・ SUBARU製：EX13、EX17、EX21、EX27、KX21
- ・ YAMAHA製：MZ200-SK

- 2) フレームは過去5年以内に関係機関で公認・登録された物を推奨します。
また、フレームの改造は一切禁止する。
※シートステーに限り変更を許可する。
270CCエンジンを搭載の場合、一般市販の公認フレームで安全かつ強度のあるフレームなければならない。機種によっては主催者の判断により参加出来ないフレームもあるので事前に確認のこと。
- 3) 車両はバンパーおよび車輪によって囲まれた四辺形の外にいかなる部分も突出してはならない。
- 4) 車両各部の寸法
車両各部の寸法は、次に規定する範囲内のものでなければならない。
 - ①車両全長：2, 200mm 以下とする。
 - ②車両最大幅：1, 500mm 以下とする。
 - ③ホイールベース：1, 000mm 以上、1, 500mm 以下とする。
 - ④リアタイヤトレッド：1, 400mm 以内とする。

第30条 車両の構造

車両各部の構造は、次の条件を満たさなければならない。

- 1) すべての車両は接地する4個のタイヤと1個のシートを装着し、2基以内のエンジンを装備する総排気量270CC以下の車両とする。
フルカウルの使用は禁止とする。また、アンダーパネルの使用も禁止。
(フロアパネルのみ)
- 2) 車両はその前後左右にプロテクター（防護用バンパー）を装備しなければならない。フレーム（シャーシ）に堅固に取り付けられていなければならない。
- 3) フロントバンパーおよびフロントフェアリング（プロテクター）
 - (1) フロントバンパーは、直径15mm以下の磁気反応鋼管とし、フレームにしっかり連結されなければならない。
 - (2) フロントフェアリング(プロテクター)は、フロントタイヤの3/4以上を覆いフロントバンパーに強固に取り付けること。ワイヤーやガムテープ等によって補強を入れることは禁止される。
- 4) リアバンパーおよびリアプロテクション
 - (1) リアバンパーは、磁気反応鋼管で強度を有する素材とし、リアプロテクションは公認の一般市販品に限るものとする。ともにフレームにしっかりと連結接続されていなければならない。
 - (2) リアバンパー装着車両は、バンパー下部にあるナーフバーの取り付けを義務付けるが、リアプロテクション装着車両は装着しなくてもよい。
 - (3) バンパーの全幅は、いかなる時も当該カート車両の後輪幅を超えてはならず、リアホイールおよびリアタイヤの50%以上が覆われていなければならない。

5) サイドバンパーは磁気反応鋼管で強度を有する素材とし、最低直径15mmのものでなければならず、サイドプロテクター（サイドBOX）としっかり連結されていること。サイドプロテクター（サイドBOX）は少なくとも後部タイヤ幅の2/3を覆っていないとてはならない。

6) フロントパネル

フロントパネルは強固に取り付けられ前方より車両ゼッケンが確認できる物でステアリングホイールとの間隔は最少50mmとし、ステアリングホイールより上方に出てはならない。

7) バックミラー

フロントパネルの左右に後方を確実に視認できるバックミラーを装着することが認められる。装着する際は強固に取り付けていなければならず、脱落のおそれ・可能性がある場合、オフィシャルによって交換の指示が有る。指示を受けた場合、強固に取り付けられるバックミラーに交換しなければならないが、交換するものがない場合は取り外しとなる。

8) タイヤおよびホイール

下記の指定されたタイヤを使用すること

ブリヂストン/ドライタイヤ・・・・・・・・YDS-HF

ダンロップ/ドライタイヤ・・・・・・・・DFK2

横浜タイヤ/ドライタイヤ・・・・・・・・AD-ED

ブリヂストン/ウエットタイヤ・・・・・・・・市販品でコンパウンド自由

ダンロップ/ウエットタイヤ・・・・・・・・市販品でコンパウンド自由

横浜タイヤ/ウエットタイヤ・・・・・・・・市販品でコンパウンド自由

※もてぎ大会の場合、HONDA製エンジンは横浜タイヤAD-ED、

SUBARU製エンジンはダンロップDFK2を使用すること。

※ビートストッパー付きでないホイールに穴を空けてビートストッパーを付けることは禁止する。

(1) ホイールを車軸（ホイールハブ）に取り付ける場合、スプリットピン、またはセルフロックナット、またはサークリップのような安全なロックングシステムを有していなければならない。

9) サスペンション機能は禁止

弾力を利用した物、あるいは連結式による物の構造を問わず禁止される。

10) ブレーキ

全てのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に作動する有効なブレーキを備えなければならない。また追加の安全ケーブルをブレーキペダルとブレーキポンプの間に取り付け最低2箇所以上クランプしなくてはならない。

11) アクセルレーター

アクセルレーターは、リターンスプリングを備え、万が一リンク装置が破損した時は、気化器のスロットルが、自動的に完全に閉鎖する構造でなければならない。アクセルレーターとはエンジンのキャブレターを開閉し加速を促す機構部品の総称である。

12) ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイールによって操

作されるものでなければならない。ケーブルまたはチェーンによってステアリングを操作するものは一切認められない。ステアリングの全ての部分は、安全で確実な取り付け方式でなければならない。

1 3) カットオフ

すべての車両はカットオフ装置を必ず備えなければならない。この装置は、ドライバーが車両を運転中、正常に着座して容易に操作できるように設けられていなければならない。

1 4) シート

シートはFRP製、カーボン製又は強固な樹脂製のもので、ドライバーが完全にフィットされるものでなければならない。ドライバーの脚部が前方においてコントロールペダルを操作する位置になければならない。

1 5) チェーンガード

チェーンガードは必備とし、かつ下記の項目を満たさなければならない。

- (1) 幅は3 cm 以上あり車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。
- (2) エンジン側スプロケットとアクスル側スプロケットを結ぶ線の上の部分
を効に覆っていること。
- (3) 車両側方から見てエンジン側スプロケットが見えない状態であること。

1 6) 燃料タンク

カート用で、一般にカート用に市販されているポリ燃料タンクとする。

- (1) 密閉された独立のものとし、暫定的な取り付け方法によるものであってはならない。
- (2) 通常の空気圧によってのみエンジンに給油するものでなければならない。
- (3) 燃料タンクはフロア以外の場所に設置してはならない。
- (4) 市販時より著しく変形されたタンクの使用はできない。
- (5) 燃料タンクは1 つでなければならない。

燃料タンクはカート用市販ポリ燃料タンクをフロア中央（ステアリングシャフト下）に設置して下さい。

※ノーマルエンジン上部にある燃料タンクは取り外すこと。

1 7) 排気装置（マフラー）

排気装置はドライバーの後方で排出するものとする。

ドライバーが通常の運転姿勢のとき、そのドライバーと排気装置の間にかかる接触も起こらぬように、保護が施されてなければならない。

音量規制について

※オフィシャルがうるさいと判断した場合そのマフラーは使用できません。

音量規定 1 0 0 db 以下

1 8) キャッチタンクおよびワイヤーロック

次の箇所にそれぞれのキャッチタンクを装着すること。

フューエルタンクリザーバーパイプ、キャブレターオーバーフローパイプ

※各キャッチタンクはオーバーフローしない容量を確保すること。(5 0 0 cc 以上の容量を持つことを推奨する)

※キャブレターの油面調整は左右を繋ぎ上端を大気開放することができる。

次の箇所にワイヤーロックを施すこと。

・各オールドレンボルト ・オイル給油口 ・オイルレベルボルト

第31条 ナンバープレート（ゼッケンプレート）および広告プレート

車両にナンバープレートおよび広告プレートを取り付ける場合、その方法および規格については、次に定める事項に従わなければならない。

- 1) 車両は、前後左右に、ゼッケンを貼付けするためのスペースを設けなくてはならない。
- 2) ナンバープレートの寸法は200mm×200mm角以上とし、プレートの形状は純正の一般市販ゼッケンプレートまたは同型とする。ナンバープレートを使用する際は不透明で柔軟なプラスチックでなければならない。
- 3) ゼッケンナンバーが確認しにくい場合は、速やかに修正しなければならない。（ゼッケンプレート・ゼッケンベースの蛍光色は禁止する）

第32条 エンジン

- 1) エンジンとは車両の推進装置を意味する。シリンダーブロック、シリンダー、点火装置、キャブレター、ギヤボックス、クランクシャフトケーシングおよび排気装置を含む。
- 2) 1チームにつき1基までのエンジン登録が認められる。
- 3) キャブレターの変更は自由とするが、ベンチュリーの口径は30mm以下とする。
- 4) エンジンの基本機構は変えてはならない。

※基本機構とはエンジンメーカー発売の純正パーツで構成され、4バルブ化やDOHCなどにはしてはいけない。

※スプリングは変更してもよい。

第33条 ドライバーの装備

ヘルメット：フルフェイスタイプでなくてはならずFIA規定に適合したもの、または次の規格に適合したものの使用が義務付けられる。

日本工業規格 J I S (T8133:2000), J I S-C種・スウェーデン規格(SIS88, 24, 11(2))・デンマーク規格(DS2124, 1)・フィンランド規格(SFS3653)・ドイツ規格(ONS/OMK:白地または青地に黒、白地に青、白地に赤のラベルのみ)・SNELL規格(1990SA および 1995SA, SFIspec31, 1 および SFIspec31, 2)・イギリス規格(BS6658-85 タイプ A すべての修正型を含むタイプ A/FR)・フランス規格(NFS72 305)・欧州経済共同体規格(E22 02, 03 または 04 シリーズ)・J A F 公認カートヘルメット

レーシングスーツ：十分な強度を備えた皮製、または過去10年以内にJ A F、F M K / F I A、C I K / F I Aの公認を受けた実績を有するカート用スーツの使用が義務付けられる。

4輪レース用スーツの使用は禁止される。

グローブ：難燃性のグローブを使用すること。軍手をレーシンググローブの代

用として使用することは認められない。

シューズ：足首まで完全につつまむもので、ペダル操作に支障をきたさないもの。
※ヘルメット及び装備品一式はイベント期間を通じて車検で合格したものを使用すること

第8章 主催者の権限

第34条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申込受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 2) 大会事務局が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、イベント出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 3) ナンバープレートの番号の指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録または変更について許可することができる。
- 5) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 6) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 7) 主催者は、タイヤ・プラグ・燃料・油脂類・部品等に関して使用メーカーおよび銘柄の指定を行うことができる。参加者はこれを受け入れること。

第9章 損害の補償・イベント役員の実任

第35条 損害の補償

- 1) 車両の破損
参加者は、車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
- 2) 損傷の実任
大会開催期間中、またはその前後に起きたドライバーおよびピットクルーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第36条 大会役員の実任

参加者、ドライバーおよびピットクルーは、大会役員ならびにオフィシャルが一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員ならびにオフィシャルは、その職務に最善を尽すことは勿論であるが、もし、その行為によって起きた参加者、ドライバー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員ならびにオフィシャルは一切の補償責任のないことをいう。